

年金制度
Q&A

年金にかかる税金について



年金と税金

老齢厚生年金などの公的年金支給の際には、所得税の源泉徴収が行われます。したがって、受給者が受け取る年金額は、源泉徴収された後の金額となります。

また、公的年金等の支給を受ける方は、原則として、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を共済組合に提出する必要があります。なお、年金額が65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円(給与比例部分は80

万円)未満であれば、提出する必要はありません。

老齢厚生年金などの公的年金は、源泉徴収は行いますが、「給与所得」のような年末調整は行われません。年金の他に収入がある場合や、医療費控除や生命保険料控除等を受ける場合は、納付すべき税額が異なるため、確定申告により税額を調整する必要があります。

なお、障害厚生年金及び遺族厚生年金は、課税の対象になりません。

源泉徴収税額の計算方法

源泉徴収税額は下記の計算方法によって算出されます。なお、控除を受けるには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下、「扶養親族等申告書」とします)を共済組合へ提出する必要があります。

「扶養親族等申告書」を提出した方の場合

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{公的年金等の支給額} - \text{控除額(A)}) \times 5.105\% \quad (\text{注})$$

控除額(A) = (基礎的控除額 + 人的控除額) × その支払いの計算の基礎となった期間の月数

※65歳以上で老齢基礎年金を受給する場合は、控除額(A)から47,500円が控除されます。

基礎的控除額

65歳未満	年金の月割額 × 25% + 65,000円 (90,000円未満の場合は、90,000円)	65歳以上	年金の月割額 × 25% + 65,000円 (135,000円未満の場合は、135,000円)
-------	---	-------	---

人的控除額

本人に関するもの	障害者に該当する場合	一般の障害者	22,500円	控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		特別障害者	35,000円		老人控除対象配偶者	40,000円
寡婦又は寡夫に該当する場合	一般の寡婦	22,500円	控除対象扶養親族がいる場合	一般の控除対象扶養親族 1人につき	32,500円	
	寡夫	22,500円		老人扶養親族 1人につき	40,000円	
本人に関するもの	特別の寡婦	特別の寡婦	30,000円	特定扶養親族 1人につき	52,500円	
		控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合	一般の障害者 1人につき	22,500円		
			特別障害者 1人につき	35,000円		
		同居特別障害者 1人につき	62,500円			

「扶養親族等申告書」を提出していない方の場合

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{公的年金等の支給額} - \text{控除額(B)}) \times 10.21\% \quad (\text{注})$$

控除額(B) = 公的年金等の支給額 × 25%

(注)「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、「復興特別所得税」として、所得税額の2.1%が追加的に加算されています。

確定申告が必要な場合

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、給与所得のように年末調整は行われません。以下の方は確定申告を行い、納税額の過不足を調整する必要があります。

- ・年金以外に収入がある方
- ・一定以上の医療費の支払いがある方
- ・源泉徴収税額のある方で、社会保険料・生命保険料を支払った方
- ・「扶養親族等申告書」を提出しなかった方 など

※公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、年金以外に所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

Q 確定申告について教えてください。

A 確定申告は、所得税の課税対象である一年間(1月1日から12月31日まで)のすべての所得に対する所得税の金額を税務署長に申告する制度のことをいいます。

所得税を納めるための手続きですが、同時に源泉徴収などで納めすぎている税金を返してもらう手続きでもあります。

なお、確定申告をする期間は、2月16日から3月15日までとなります。

Q&A

Q 住民税はどうなるの？

A 65歳以上の公的年金を受給されている方で、住民税を納付する義務がある方は、原則として、日本年金機構の年金から住民税の引き落とし(特別徴収)が行われます。ただし、年金の年額が18万円未満の場合などは、特別徴収の対象になりません。